

局長 定刻になりましたので、只今から第 153 回 松山市農業委員会総会を開会いたします。

局長 皆さま、ご起立をお願いいたします。

局長 礼

局長 ご着席下さい。  
それでは、開会にあたりまして、松山市農業委員会会長 渡部潤一郎よりご挨拶を申し上げます。

会長 第 153 回松山市農業委員会総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、野志市長さん、清家愛媛県農業会議会長さん、清水市議会議長さんにおかれましては、公務ご多忙にも関わりませずご出席を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、農業、農村をめぐる状況は T P P 等国際的な貿易問題をはじめ、地球規模での食料・環境問題の発生など、グローバルな諸問題に直面しております。また、国内に目を向けると担い手不足や耕作放棄地の増加などの構造的な問題に加え、食の安全・安心の確保、農畜産物価格の低迷と生産資材価格の高騰等の諸問題が内在しており、かつて経験したことのない転換期を迎えております。さらに、国は農林水産業・地域の活力創造プランの決定を踏まえ、農業委員会組織を含めた関係制度の改正を進めております。

このような中、本市におきましては、従来より厳しい財政状況の中で農業経営の合理化、農家所得の拡大を図るため、地域の農家の声を反映し、地域農業の実態に即した様々な施策を講じていただいているところでございます。

我々農業委員会といたしましても、関係機関と連携を図り、農地の適正な管理の指導、権利調整や経営合理化の推進、また地域の農業政策が進むべき方向性とこれを実現するための政策のあり方を明らかにするなど農業者の代表組織としての責務を果さなければなりません。

さて、本日の研修では農業委員会組織をめぐる現状と国が進める制度改革の動向等について、愛媛県農業会議の毛利事務局長さんから講演をいただきます。農業委員会といたしましては、本日の講演内容を参考に、また今後の動向を注視し、迅速、適正に対応するとともに農業者の利益代表機関として様々な農業問題の解決に向け、力を尽くしてまいりたいと考えている次第でございます。

終わりにになりましたが、本日ご参集の皆様のご健康とご多幸をご祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

平成 27 年 1 月 30 日、松山市農業委員会会長、渡部 潤一郎。

一同 (拍手)

局 長

次に、ご来賓の方々よりご祝辞を頂きたいと思います。  
初めに松山市長 野志克仁様お願いいたします。

市 長

皆様、こんにちは。

農業委員さんの総会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。  
皆様方には、農業の分野だけでなく市政全般にわたりまして  
お力添えをいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、私これまでもお話を申し上げたことがあるかもしれませんが、もともと実家が北条でございまして、自分のところに田んぼがあって、畑があって、ミカン畑があって。小さい時から農業体験がありますので、やはり農業に対する苦勞、思いというのは特別なものがあります。

例えば真夏での作業になりますと暑さを避けるために朝早くから作業をされたり、それだからといって夜早くいつも寝られるわけではなくて、夜は例えば選別を残していたりとか。こういうオフィスなどですと机があって冷房があって暖房があつてしますけども、農業はまさに自然と対峙をしながら作っていかなければならない。

農業の大変さというのは分かっているつもりです。多少なりとも分かっているつもりです。ですから、農業の方が報われるようにしていきたい、汗が報われるようにしていきたいというふうに思っております。

市役所で待っているのではなくて、できるだけ現地現場を大切にしようということでタウンミーティングを重ねておりますけども、1期目で私、松山市41地区を2巡りさせていただきました。農業の分野で出てきます皆様のご意見というのは大きく分けて3つです。

これからも「まつやま農林水産物ブランド」、農業の所得が上がるように市長セールスを続けてくれというのが1つ。有害鳥獣対策をしっかりしてくださいというのが2つ目。3つ目が耕作放棄地対策をしてください。この大きく分けて3つです。

まず、トップセールスのことと言いますと松山市は農業の所得を向上させるために「まつやま農林水産物ブランド」というのを8種類認定をしております、代表的なのは12月の「紅まどんな」、1月の「せとか」、そして4月から5月頃に出ています「カラマンダリン」という種類ですが、こういったものを全国の百貨店で扱っていただけると大変ありがたい。今、全国の百貨店で一番売り上げがランキングでトップなのは三越伊勢丹グループだそうです。先日も三越伊勢丹グループのトップとナンバー2、三越伊勢丹の会長さんと社長さんにお会いをいたしまして、これまで以上に「まつやま農林水産物ブランド」を扱ってくださいと交渉をさせていただいたところでございます。これからも農家の方々の所得向上につながるような取り組

みをしてまいります。

そして 2 つ目、有害鳥獣対策ですが、これは中々どこの自治体も厳しい予算ということになります。できる限りやっております。イノシシ、サル、カラス、シカ、いろいろな有害鳥獣が出てきておりますが、罠の設置、柵の設置そして狩猟をしていただくため様々なサポートをしていきたいと思っておりますが、例えば「モンキードッグ」。サルが集落におりてくる、最後の最後で作物が食べられないように犬で追い払うという仕組みがあるのですが、これは全国どこでもやっているわけではありません。愛媛大学の農学部には武山先生という女性の有害鳥獣対策の専門の先生がいらっしゃるのですが、その先生から教えていただいて今松山市内では 2 地区で「モンキードッグ」を導入しておりますが効果が見られますので、またこれを広げていきたいというふうに思っております。

最後に耕作放棄地対策であります。これはもう皆様方とお力添えをいただきながら進めていかなければなりません。

この大きく分けて 3 つでありますけれども、耕作放棄地対策もまさにそうあります。皆様方との連携をしっかりとしながら、皆様方のお知恵をいただきながら、いろいろな課題に対峙していきたいと思っておりますので、また皆様方のお力添えのほどをよろしくお願いいたします。

長くなりましたけれども、農業委員さんのますますの活躍を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

一 同

(拍手)

局 長

どうも、ありがとうございました。

野志市長さんにおかれましては、この後、公務がございますので大変申し訳ございませんが、この場でご退席させていただきます。どうも、ありがとうございました。

市 長

中座をいたしますが、どうぞよろしくお願い致します。

一 同

(拍手)

局 長

引続きまして、愛媛県農業会議会長 清家俊蔵様よりご祝辞をお願いいたします。

農業会議  
会長

只今ご紹介をいただきました、愛媛県農業会議の会長を務めております清家と申します。本日は第 153 回の松山市農業委員会総会、ご盛会をまずもって喜びを申し上げますとともに、農業委員の皆様方におかれましては日頃から、農業委員活動を通じまして地域農業の振興、発展にご尽力をいただいておりますこと、あらためて敬意を表するわけでございます。

野志市長さんも農業の話をされましたが、私も実は果樹農家の出身でありまして、現在は5反ばかりですけどもミカン産地をやっております。昨年は大変なことがありました。衆議院選挙もあったのですけども、暮れに雪が降りまして雪害といいますか、ずいぶんミカンが表面をやられました、全く商品にならないというふうな苦い思いも経験させていただきました。そういった意味では、私も農業の苦しみというのも肌で感じておりますけれども、逆に言うと、よく出来た年なんかの喜びというのも感じておりまして、自然環境相手のこの農業のつらさというのもわかりますけども、何回も言うようですけども逆の楽しい喜びもいっぱい知っているつもりでございます。

私が農業会議の会長になって農業所得をいかに増やしていくかということを生懸命考えております。国も今回、大規模化という話がありまして認定農業者に農地を8割まで集積するというふうな方針を語っておりますけども、私は後継者不足に対しても農家所得を確保すれば必ずや素晴らしい職業あるいは産業として成り立つと思っております。果樹産地で大規模化がどの程度できるか私も自信はありませんけれども、地域の皆様方と話し合いの中で、どういうふうな合理化をしていったらいいのか、農地を確保していったらいいのか、一生懸命、今皆さんと相談をしながら考えているところでございます。松山市の皆様方におかれまして、そういった意味では地域地域に応じた農業のあり方というのはおのずから違ってくると思っておりますので、それぞれの地域の皆様方と相談をされて、そして農業者のためにいかに政策を取り入れたらいいか、ぜひまた色々なご提案をいただきたいと思っております。

先ほど渡部会長さんの方からは、今年はこの農業会議も大変組織改革の年にあたっております、毛利局長の方から説明があったと思っておりますけれども、私は何回も申し上げますけれども、この改革もやっぱり我々組織の改革というよりは農業者の視点に立った改革であれば私は容認すべきであると思っております、そういう意味では今後も「土地と人」対策を中心として農業会議のあり方というのも考えていきたいと思っております。先日の新聞、産経新聞だったと思っておりますけれども、農地法の転用の話も出ていました。今まで国が実権を握っております40ha以上を都道府県知事に移譲するという話もありますし、またそれ以下については市町村に権限を渡すという話も出ておりましたけども、具体的に3月末に法案が出てくると思っております。この法案が通った後、農協改革にしろ農業会議の改革についてどのような在り方が素晴らしい農業会議のあり方になるのか、これも皆様方と真剣に議論をしながら、愛媛県の農業会議のあり方についても考えていきたいと思っておりますので今後とも皆様方のご指導を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、今日お集まりの農業委員の皆様方、お一人お一人が地域での指導力を十二分に発揮をしていただきまして、農業委員会に与えられた任務の遂行に全力を挙げて取り組んでいただきますようお願いを申し上げ、そして松山市農業委員会のみならずのご発展とご参会の皆様方のご活躍を心より祈念申し上げます。お喜びの言葉にさせていただきます。本日は大変おめでとうございました。

一 同

(拍手)

局 長

どうも、ありがとうございました。  
続きまして松山市議会議長 清水宣郎様、お願いいたします。

吉富議員

松山市議会産業経済委員長、吉富健一でございます。本来であれば清水議長が参りまして、ご挨拶を申し上げるべきところでございますが、あいにく出張中のため出席が叶いません。議長に代わりまして、本日ここに第153回松山市農業委員会総会が開催されるにあたり、市議会を代表いたしましてお喜び申し上げます

おはようございます。只今、ご紹介をいただきました松山市議会議長の清水宣郎でございます。本日ここに第152回松山市農業委員会総会が開催されるにあたり、市議会を代表いたしましてお喜びを申し上げます。

ご参会の農業委員の皆様におかれましては、常日頃から本市の農業振興並びに市政各般にわたり温かいご支援ご協力をいただき、まずもって御礼を申し上げます。大変にありがとうございます。

さて、農業を取り巻く環境は農業生産額が大きく減少し厳しさを増す中で、少子高齢化の影響を受け、農業従事者の高齢化や担い手不足、農業所得の減少、耕作放棄地の増大に加え有害鳥獣被害など、まだまだ解決すべき数多くの課題を抱えております。

こうした状況の中、政府におきましては「守る農業」から「攻める農業」へと方針を変更し、それを引き出すための大胆な改革に取り組みながら、時代の流れに応じた新たな形態づくりを目指す農林水産業、地域の活力創造プランに基づき、各種の施策を展開しております。このプランはこれからの農業のあるべき姿をブランドデザインしたものであり、従来の政策を大きく転換して競争力のある農業、魅力ある農業をつくり、農業に企業感覚、経営感覚を持たせ農業の成長産業化を実現するというものであります。

市議会といたしましては、今後の農業、農協改革など農業全体の動向を注視しながら、地域農業の発展のために議会全体で皆様の活動を支援していく所存でございます。

農業委員の皆様におかれましては、今後とも豊かな経験を生かして、本市農業のさらなる発展のために引き続きご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、本総会が大きな成果を上げ、実り多い場となりますようにお祈りいたしますとともに、ご参会の皆様のますますのご健勝、そしてご活躍をご祈念いたしまして、私の祝辞といたします。本日は、まことにおめでとうございます。ありがとうございます。

一 同

(拍手)

局 長

どうもありがとうございました。  
それでは改めまして、本日、ご出席をいただいておりますご来賓の皆様

をご紹介します。

愛媛県農業会議会長 清家俊蔵様。

農業会議  
会長

おめでとうございます。

一同

(拍手)

局長

松山市議会 清水議長の代理としてご出席いただきました松山市議会  
産業経済委員会委員長 吉富健一様。

吉富議員

おめでとうございます。

一同

(拍手)

局長

以上の方々でございます。

なお、ご来賓の皆様におかれましてはその後、公務のため、ここでご退  
席されます。どうぞ皆様、拍手でお送り下さい。

一同

(拍手)

(来賓退席)

局長

それでは議案審議に入りたいと思いますが、議長席等を準備いたします  
ので、しばらくお待ちください。

この作業の間を利用いたしまして本日のスケジュールをご案内いたし  
ます。お手元にお配りさせていただいております次第のとおり、議事に続  
きまして委員研修会を開催させていただきます。その後、えひめ共済会館  
に会場を移して農業委員互助会の主催によりまして意見交換会を開催さ  
せていただきます。

(議長席を作る)

局長

それでは、準備が出来ましたので、只今から議事に入りますが、議事進  
行につきましては、総会会議規則第5条により総会の議長は会長が務める  
ことになっておりますので、渡部会長さん宜しくお願いいたします。

(渡部会長 会長席から議長席へ)

議長

事務局から説明がありましたとおり、規則によりまして私が議長を務めさ  
せて頂きます。議事運営につきまして、ご協力を宜しくお願いいたします。

まず、議事録署名人の指名でございますが、慣例によりまして議長の方  
で指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは議事録署名人として、久米地区の安永委員と新浜地区の熊田委員を指名いたします。

只今から議事に入ります。それでは最初に、『農業委員会委員選挙人名簿登載申請者の選挙権資格審査について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局  
高瀬主査

農業委員会委員選挙人名簿登載申請者の選挙権資格審査について、ご説明いたします。

委員の皆様には、先日、各地区別に「選挙人名簿登載申請書」のご確認及び審査をいただきありがとうございました。

選挙人名簿は選挙管理委員会が作成いたしますが、農業委員会は、選挙人名簿登載申請者につきまして、施行令第3条第2項により、1月31日までに選挙管理委員会へ送付する必要があるため、本日の総会での議題としています。ご承認をいただきましたら、選挙人名簿登載申請者につきまして選挙管理委員会へ送付することとなります。名簿は、各農家の方の申請に基づいて調製される申告調製名簿となっており、今回も郵送による配布を行いました。

それでは、お手元の資料1の「農業委員会委員選挙人名簿登載申請者の選挙権資格審査について」にあります、A3版の資料をご覧ください。この表は、先日各地区の委員さんにご確認・審査をしていただいた結果を集計し、一覧表にしたものでございます。

松山市全体の集計といたしましては、世帯数が、11,119世帯。

有権者数、男性12,559人。女性13,965人で、合計、26,524人となっています。各地区の世帯数等の数値につきましては、審査の際にご確認をいただいておりますが、農家の方の申請内容につきまして、委員さんにより、ご確認・審査の結果、当初より数値が多少変動している場合がございます。また、申請書が農家より返送されない場合、農業委員会等に関する法律第10条第2項に基づき、職権で行うことが認められています。職権で行いました率は、次のA4版の資料にありますように51.9%となっており、前回は53.9%ですので、比較して2%の減となりました。

なお、本議案をご承認いただきましたら、例年通り、選挙管理委員会で2月20日までに選挙人名簿を調製し、2月23日から15日間縦覧に供しますので、各農家の方は、ご自分が選挙人名簿に登載されているかどうかを確認することが出来ることとなります。この縦覧期間を経まして、3月31日に名簿が確定いたします。以上でございます。

議 長

以上で事務局の説明は終わりました。  
本件に関するご意見等はございませんか。

一 同

(異議なし)

議 長

それでは、本件につきましてご承認いただきますでしょうか。

一 同

(異議なし)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって本件は原案通り承認されました。

それでは農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定に基づき、申請書を1月30日付で松山市選挙管理委員会へ送付いたします。

次に『その他』の説明事項等でございます。

まず、『平成26年度農地転用追跡調査結果報告について』ですが、事務局の報告を求めます。

事 務 局  
藤久次長

それでは平成26年度の農地転用追跡調査についてご報告させていただきますが、まず報告に先立ちまして、この農地転用追跡調査にあたりまして各農業委員さんには、ご多忙中にもかかわらず現地に同伴をいただき、ご指導、ご協力を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。

それでは、ご報告いたします。お手元にお配りしております資料「平成26年度農地転用追跡調査結果報告について」をご覧くださいと思います。今年度の調査は平成24年度中に許可となった87件うち、転用確認が未了となっている22件につき実施をいたしました。期間は平成26年9月24日から11月21日までで全件の調査を終えております。

その調査結果でございますが、まず1番目の転用目的どおり供されていたものが20件で、全体の91.0%でございました。

また、2番目の造成はされているが十分利用されていない、あるいは目的外利用、都市計画法違反等の状態と見受けられたものが2件で、全体の9.0%でございました。

3番目の農地または農地のままで不耕作の状況と見受けられたものはございませんでした。

なお、地区別の結果につきましては、2枚目の調査結果表をご覧くださいと思います。

次に、調査後の指導についてでございますが、各農業委員さんによる是正指導を行いました。

なお、これらの状況を踏まえまして、今後も引き続き転用許可地における転用目的の早期実現と適正な土地管理を図り、さらには、無断転用防止の啓発、促進に努めてまいりたいと思っておりますので、今後とも各農業委員さんのご指導、ご協力をお願い申し上げまして報告を終わらせていただきます。以上でございます。

議 長

以上で事務局の報告は終わりました。

委員の皆様、ご意見等はございませんか。

白石委員

会長。

議 長

はい。

白石委員

私は拓南の白石です。

議会選出として、昨年度の6月に本会議で一般質問をした案件がございますので、会長その後どうなっているかをお尋ねしておきますが。「ご指摘の土地は登記地目が畑で、農業委員会の農家台帳においても農地管理されており、その周辺が山林、農地、農用地域内の農地の混在地となっております。本件につきましては、平成26年1月に農業委員会に対し当該地を含む土地に太陽光発電施設を設置したいとの市民からの相談があり、その内容から当該地が農地法の許可を得ず野球グラウンドとして整備されているため、違反転用状態であることが判明いたしました。

そこで、農業委員会といたしましては違反状態の是正指導並びに農地転用の許可指導についての説明を行っているところでございます。今後もさらに状況確認を行い、関係部局と連絡をし、適正な土地利用になるよう指導していきたいと考えております。」という答弁を本会議で会長からいただいておりますが、これは6月議会ですので、その後どうなっておるかをお答えいただけたらと思います。以上です。

議長

事務局。

事務局  
藤久次長

今の白石委員さんのご質問につきまして、報告させていただきます。

6月議会でご質問いただきました、その当時は言われましたように農地法違反の状態でございますが、野球グラウンドとして利用されていた状況がございました。そこで指導を行った結果、現在そういうグラウンド施設は無くなっております。野球のフェンスとかそういうものは撤去がなされております。

そして、聞くところによりますと太陽光発電施設を設置するという計画は現在もあるそうでございますけれども、それは山林と農地以外のところであくまでも計画するというのを事業者より報告を受けております。以上でございます。

松下委員

はい。

議長

はい。

松下委員

議会質問であったことについて、この農業委員会の中で再度質問することは、議会機関は決定機関でございますので、この農業委員会とはまた別の機関でございますので、議会人であるべき人間は議会の中で質問してもらいたいと思いますので、そのように計らっていただきますようお願いいたします。

白石委員

会長。

議長

はい。

白石委員

農振農用地、一般農地、それから畑、混在の地域でございます。この当

時にその地域一帯を調べております。そのことも職員あたりは知っていると思うので。農振農用地、一般農地、畑地、学校1つぐらい建てても十分余るぐらいあるような、教育委員会からも調べ、なおかつ地域の公民館へも調べ、大きな看板まであったということで。今は撤去されているということですが、大変区分が分けにくいと。農振農用地は国の指定がいます。また一般農地と区分がいます。またその上に個人の所有権がいます。

たしかに農業委員会の関係業務ではありますが、それ以外の行政の関係業務も入っています。そういうことですから、農業委員会としては態度をどういうふうにか、農地が農振農用地や一般農地がかかってにされるのか、その方向付けをはっきりしないと昨年6月の問題ですから、私は議会選出で農業委員会へ出させていただいている以上、そのことは答弁していただかないといけないと、はっきり申し上げておきます。

松下委員

会長の方から、はっきり議会で答弁しましたと言えればいいんですよ。

藤久次長

会長、よろしいでしょうか。

議長

はい。

藤久次長

今、白石委員さんが言われましたとおり農業委員会ですから農地法違反については適切な指導を今後も続けていきたいと続けるべきと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長

以上の見解でございますので、次長から適切な指導をしていると。

それでは今後も農地転用に係る適正な指導につきまして皆様の御協力をお願いいたします。

次に、『地図の公表と農地台帳システムについて』ですが、事務局の説明を求めます。

事務局  
北岡主事

それでは『地図の公表と農地台帳システムについて』についてお知らせいたします。

昨年は農地に関する様々な法律について大規模な改正・制定がございました。その中に法律では定められているのですが、現在は猶予期間となっており、今年4月1日より実施を目指して進んでいる内容がございます。それが、地図の公表と農地台帳のシステム化を含む、農地台帳の整備事業でございます。法律には「農業委員会は、農地一筆ごとに農地台帳を作成する。農地台帳は、磁気ディスクに保存する。正確な記録を確保するよう努める。」と規定され、農地台帳の電子保存が必須となりました。他にも「農業委員会は、公表することにより個人の権利、利益を害するもの。公表することが適切でないものを除き、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表する」ということが書かれました。この内容が今年4月1日より施行されることとなります。

具体的には農業委員会で管理する農地台帳がこれまで以上の精度で、多

くの情報を管理しなければならなくなります。さらに、その情報につきましてはインターネットなどで地図と共に公表することとなります。ヤフーやグーグル等の地図表示の技術を応用することで、農地をインターネットで検索でき、農地情報が確認できるようになる予定です。

農地情報と言いましても、先ほどの農地法に規定があるように、公表することが適切でないものについては非公開となっておりますので、所有者、耕作者のお名前やご住所などの個人情報に当たる部分は非公開です。また、市街化区域の農地についても非公開となっております。

しかし、その一方で、その農地をどうしていきたいか？という所有者の意向などの流動化を促すための情報はどんどん公開していくことが予定されています。

現在、当事務局におきましても、公開に向けてデータ整備等の準備に全力で取り組んでいます。しかし、一度に市内全域の情報を全て公開というのは難しく、まずは中島、北条地区についての公表を予定しております。現時点では公表も始まっておらず、準備段階ですので予定の範囲内の簡単なお話しかできませんでしたが、実際に4月1日に公表が始まりましたら、全国の公表の状況やご利用方法などを含めて改めてお知らせしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長

ありがとうございました。  
以上で事務局の説明は終わりました。  
委員の皆様、ご意見等はございませんか。

一同

(異議なし)

議長

続きまして『農地パトロールについて』事務局の説明を求めます。

事務局  
中越局長

委員の皆様方におかれましては、昨年10月から2月間、農地パトロールについて実施していただき誠にありがとうございました。

1点、この機会をお借りいたしまして、松山市農業員会事務局としてお願いとご相談を合わせてさせていただいたと思います。昨年は委員の皆様方の改選期ということで、2月という短い期間でご迷惑をおかけした次第なのですが、次年度以降は全国農業会議所で決められている、出来たら4ヶ月間ぐらいで、やっていただくというお願いをしたいと思います。

なお、平成21年の農地法の改正で平成22年の1月の農業委員会総会でご説明させていただいたようなのですが、松山市農農業委員会におかれましては、その調査は毎年1回その区域内の全農地の利用状況について調査を行わなければならないという農地法第30条の定義に基づいた調査をしてきたつもりなのですが、農地の定義につきまして1度お話をしていたようなのですが、田、畑だけではなく樹園地も含めて全ての農地が農地パトロールの対象であるということを、今回もう1度ここでご説明させていただきたいと思います。

なお合わせてですね、本日もご臨席いただいておりますが松山市の土地改良区協議会の会長さん並びに水利組合等の代表である方々の会等にも

お願い申し上げまして、48人の委員さん方だけで耕作放棄地対策や農地パトロールができるわけではないので色々な手立てをしていただいて、委員さんだけでなく地域でやっていただいたらと。特に久谷地区は土地改良区と仲良く進んでいるなど地域によってかなりできているとお伺いしております。

この調査結果に基づきまして、松山市の場合は農林水産課が集計をして県や国に数字が出ていきます。実は昨年度の結果で松山市の耕作放棄地は772haという数字になっております。大変失礼なお話なのですが、年々増加の一途をたどっているわけなのです。こちらの解消についても先ほどの地図の公表と台帳の公表、官邸主導の改革かと思うのですが、企業等が農地を借りたりするときに調べやすいような情報を作っていくのではないかと。ただ、あくまでこれは関東以北の北海道や大きい農地を想定されていることが多いようです。ただ樹園地等も含めて農地となっていると。たびたび白石委員さんに言っているように農振や農用地にかかっているような農地はなかなか退きませんし、将来にわたっても田んぼと畑だけでは済まない。過去に北条の地区などですごく真面目に準備していただいたのに私ども事務局の方で田んぼと畑だけでかまわないと言われて、そこしか調査していないというお話をいただいたりしました。

なお、次年度も今年度と同じ担当を中心に皆さんに大変見づらい地図でやっていただいている調査を少しでも改善できないか事務局を挙げて頑張っていきたいと思っております。余談ではございますが、市長部局である農林水産部長とも協議しまして前向きに市役所一体になって委員さんだけでなく、いい方向がないか、ただ中山間等の国の補助事業をもらっている農地については農林水産課や農林土木課が毎年はいらないといけない状況になってきておりますので、そういう情報も照らし合わせながら、私も昨年4月着任以来、かれこれ電話で「ここの田んぼや畑を耕していないので困っている」という話を聞いており、そのような農地も今回の調査に入れておりました。

なにかとご迷惑をおかけしますが、田んぼ、畑だけでなく、樹園地も含めたご相談を今後、願いたいと思っております。今日を境に、また私どももがんばりますのでご助力願えたらと思っております。以上です。

議 長

以上で事務局の報告は終わりました。  
委員の皆様、ご意見等はございませんか。

一 同

(異議なし)

議 長

それでは今後も農地パトロールにつきまして皆様のご協力をお願いいたします。

次に、連絡事項についてですが、『農業者年金の加入推進について』事務局の説明を求めます。

事 務 局

農業者年金につきましては、日頃より加入推進にご尽力いただきありが

高瀬主査

とうございます。平成 26 年度の松山市の加入目標数は 11 名となっておりますが、現時点での今年度の実績は、残念ながら 1 名でございます。

また、愛媛県全体での加入目標数は 74 名でございますが、8 月末現在で 24 名の加入となっており、達成率は 32.4%で今年度目標達成は難しいのではないかと思います。県内どの自治体も加入推進の取り組みに苦慮されているようでございます。各委員さんにおかれましては、お手元のパンフレットを参考に、今後も引き続き担当地区の方へ、啓発をお願いしたいと思います。年金について、興味を持たれた農家の方がおられましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

以上で事務局の説明は終わりました。

それでは今後も農業者年金の加入推進につきまして委員の皆様のご協力をよろしく願いいたします。

次に、『家族経営協定について』事務局の説明を求めます。

事 務 局  
高瀬主査

家族経営協定は、家族間の役割分担や休日・報酬などについて、家族で話し合いを行い、家族みんなで共同・協力をして、これまで以上に意欲的、効率的に農業を行っていくためのものがございます。

お手元に家族協定の説明資料及び協定の雛形を配布させていただいております。内容につきましては、ご家族の話し合いで決めていただき、協定書の作成は、話し合いに基づいた内容に沿って事務局の方で作成し、最後のページに捺印をしていただきまして、協定書といたします。

協定を締結し、認定農業者となっているご家族の方が既におられましたら、協定に参加されている他の家族の方も認定農業者となるのが可能となり、農業者年金の保険料につきましては、国の補助を受けることができる等のメリットがあります。

また、認定農業者の方で協定を締結されていない方は、認定の際に協定を締結する、という計画を出されている場合がありますので、認定農業者の方への協定の推進もよろしく願いいたします。

今年度の実績といたしましては、27 年 1 月現在で 4 件、累計で 207 件が締結されています。以上でございます。

議 長

以上で事務局の説明は終わりました。

それでは今後も家族経営協定の締結促進につきまして委員の皆様のご協力をよろしく願いいたします。

次に、『全国農業新聞の普及推進について』事務局の説明を求めます。

事 務 局  
相原主任

全国農業新聞の普及推進について、委員の皆さんには、既に定期購読いただいているところではありますが、全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場に立って編集発行している農家のための情報誌ですので、情報活動の重要性をご理解いただきまして、お一人一部、新規の購読獲得に向けて、積極的な普及推進に努めていただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議 長

以上で事務局の説明は終わりました。

それでは、情報活動の一層の強化のため、今後とも全国農業新聞の普及推進につきまして委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、『活動記録ノートの記載について』事務局の説明を求めます。

事 務 局  
相原主任

平成 26 年の活動記録簿につきまして、本日お持ちいただいた方は、机の上においていただけたらと思います。後日、提出の委員さんは支所便、もしくは、2 月の農地部会で提出をお願いします。

また、平成 27 年の記録簿につきましては、昨年 12 月に配布させていただいておりますので、引き続き、活動について記載をお願いしたいと思います。

記入の仕方をわかりやすくしたものを配布しておりますので、御参考になさってください。以上でございます。

議 長

以上で事務局の説明は終わりました。

それでは、活動記録ノートは、委員活動の実績を記録する大変重要なものですので、日々の記録に努めていただくようお願いします。

中越局長

資料の一番最後のチラシの説明をさせていただきます。

第 9 回まつやま農林水産まつりが、アイテムえひめで 2 月 14 日、15 日に開催されます。松山市農業委員会も後援しております。会長ともども出席しますので、ご機会があれば大可賀の方まで足を向けていただけたらと。農業関係の団体等が色々とイベントを考えております。よろしく願いいたします。事務局からの説明は以上で終わります。

議 長

以上で議案書記載の議題及び説明事項等についての審議は終了しました。委員の皆様の方から他に何かご意見等はございませんか。

窪田委員

はい。

議 長

どうぞ。

窪田委員

すいません。ちょっと前後しますが、農業新聞 1 月 23 日号。ご存知かと思いますが、ここで「遊休農地解消に効果発揮」という南予の農業委員会の紹介がございます。松山市農業委員会ではどのように感じられているか、感想や意見、松山市の現状を聞かせてもらえたらと思います。

事 務 局  
中越局長

只今の窪田委員さんのご質問にお答えします。

実は西日本の研修会でも話題となって、宇和島市さんですが津島、三間、吉田が合併した関係で農業委員さんではなく協力員制度を作っており、そういう方々が地図を持っていかなくてもタブレット言いまして、台帳と同じようなものをその場で見れるものを見ながら、この農地は誰が持ってここがやれていないと。私どもも全然予算化ができていないので、宇和島

が西日本で先進的にやって有名になったのですが。

今後ですね、先ほど事務局から説明させていただいた台帳の効率化並びに地図、これは国土調査が進むほどに皆様方に還元できるデータになってくるわけなんですけど。将来的にですね、こういうことができないか検討していきたいと思いますので大変貴重なご意見をいただきましたので、現場に職員と委員さんが行った時に、ここが境界で誰の土地だとわかるような製品を導入できないか、役員の方々と相談しながら検討について頑張ってみたいと思いますので思います。よろしく願いいたします。どうも、ありがとうございました。

窪田委員

ありがとうございました。

議 長

以上で議案書記載の議題及び説明事項等についての審議は終了しました。委員の皆様の方から他に何かご意見等はございませんか。

渡部（誠）  
委員

はい。

議長

はい。

渡部（誠）  
委員

鳥獣害被害について、どういうふう把握しているか、なお対策をどう考えているかご返答いただけたらと思います。

事 務 局  
藤久次長

鳥獣害被害につきましては、農業委員会としましては建議というかたちで市長さん宛てにお願いをして、松山市としては農林水産課が所管して対策をとっていただいておりますので、また連携をとって、その対策に取り組んでいきたいと思っております。

議 長

以上でよろしいでしょうか。

一 同

（異議なし）

議 長

ご意見等も無い様ですのでそれでは以上で議事を終了します。事務局の方から何かありますか。それでは以上をもちまして本日の審議は全て終了いたしました。長時間にわたりご審議をいただき、また、議事進行にご協力を頂きましてありがとうございました。これにて、議長の任を解かせていただきます。

局 長

渡部会長におかれましては、議事進行大変ご苦勞様でございました。それでは、ここで一旦休憩を取らせていただきまして、只今 13 時 30 分なのですが、10 分休憩をとって 15 時 40 分から委員研修会を開催いたします。

（休憩）

(事務局で会長席、会長代理席を撤去)  
(議長席と演台を移動して委員研修会の形を作る)

(講師 農業会議毛利局長 入場)

局長

それでは、只今から委員研修会を開催いたします。  
本日は講師に愛媛県農業会議局長の毛利真也様をお迎えして、『農業委員会等に関する課題について』と題しまして講演をお願いしております。  
毛利局長におかれましては大変お忙しい中、本日の講演をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。  
それでは毛利局長、よろしく願いいたします。

(委員研修会 講演)

局長

何か質問ございませんでしょうか。

松下委員

時間ありますか。

局長

はい。手短かにでしたら大丈夫です。

松下委員

今の計画は非常にいいプランニングだと思います。ただ農業をやっていく上では、土と水とその地区との関係が必要だと思います。一定 100ha 云々と伝えていることは東北の大きな区画整理をしているところならあるかもしれませんが。しかし四国の中でそれをやっても 100ha が 1 つの農地になるということは、まずダメだという気がするのですが。そのあたりのところについては、局長さんどうでしょうか。

毛利局長

当然おっしゃるとおりでありまして、100ha あたり 1 人というのは、あくまで定数を設定するときの考え方で、そこで定数が決まって、定数が決まった中で地域の実情に応じて人数を設定するというやり方でありますので、最終的な設定というのは地域の実情に応じて農業委員会が設定をするということになります。

100ha あたり 1 人というのは、大きな基準を設定する人の考え方で、これが全ての地域にあてはまるわけではありませぬので、それをご理解いただいて実際には地域の実情に合った形で定数設定をお願いしたいと思っております。

松下委員

地元を知らない方が結構決定する機関になると思うのですよ。

毛利局長

おっしゃるとおりです。

松下委員

それが非常に不安だと思いますけど。

毛利局長

ご指摘のとおりで、農業関係者が1人も入っていない方々が決めている方向が今、政府の方針になっていますので、私どもも十分理解したうえで、これからも対応をしていきたいと考えております。ここは皆様の意見を聞きながらということではありますが、よろしく願いいたします。

局 長

毛利局長様、大変長い時間に渡り、ご講演ありがとうございました。本日の研修を今後の委員活動に活かして参りたいと思います。  
それでは皆様、今一度、毛利局長に盛大な拍手をお願いいたします。  
これで委員研修会を終了いたします。

(毛利局長退場)

局 長

以上で本日の総会の予定は全て終了いたしました。  
これをもちまして第153回松山市農業委員会総会を終了させていただきます。ご起立ください。

局 長

礼

局 長

ご着席ください。  
それでは、開会の際にご案内申し上げましたとおり、この後、農業委員互助会主催によります意見交換会に移ります。  
意見交換会に参加される委員さんは、えひめ共済会館9階『瀬戸』が会場でございますので、ご移動をお願いいたします。5時15分より開始したいと思いますので、よろしく願いいたします。

17時00分閉会